

月報私学

2026
8
VOL.344

PDF版月報私学



梅光学院大学は、教員（TS）と職員（MS）が対等に連携する教職協働を軸に組織改革を進めました。委員会制度を大幅に削減し、センター制と「大学運営会議」を導入することで、迅速で実効性のある意思決定を実現。人事評価制度やカリキュラム編成、授業運営、学生支援にも教職協働を取り入れ、組織改革と教育の質向上を両立しながら持続的な大学運営を目指しています。

写真提供 学校法人梅光学院 梅光学院大学（山口県下関市）

CONTENTS

- 2 2026年度 若手・女性研究者奨励金 贈呈式
- 5 月報私学のPDF版をご活用ください
- 6 連載⑧ 魅力あふれる学校づくりを目指して 教職協働という「両輪」で進む大学改革
- 8 令和8年度 私学経営情報センターが行うサービスのご案内
- 9 高額療養費にかかる自己負担限度額の見直し
- 10 短時間労働加入者にかかるQ&A及び被用者保険適用拡大の今後の予定
- 11 「資格取得報告書」等を提出する際の注意点／令和8年8月発行「私学共済事務担当者へのお知らせ」／様式用紙等の請求方法
- 12 令和8年度 特定健康診査の結果報告にご協力ください
- 13 進めよう！健康経営® Vol.6 小さく始めて育てる健康経営 学校法人 佑愛学園の取り組み事例／Pep Up(ペップアップ) を利用したウォーキングラリーイベント開催のお知らせ
- 14 INFORMATION
- 16 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内

2026年度 若手・女性研究者奨励金贈呈式

― 若手研究者奨励金38件、女性研究者奨励金36件に贈呈 ―

助成部 寄付金課

私学事業団では、令和8年5月19日

に「2026年度 若手・女性研究者奨励金贈呈式」を、東京ガーデンパレスにて開催しました。

本贈呈式には、「若手・女性研究者奨励金」への支援者や文部科学省などから39名の来賓、関係者をお招きするとともに、「若手研究者奨励金」に採択された38名の中から24名、「女性研究者奨励金」に採択された36名の中から26名、計50名の研究者にご出席いただきました。



若手・女性研究者奨励金 贈呈式

●理事長挨拶

― 私学事業団理事長 福原 紀彦 ―

「若手・女性研究者奨励金は、私学の多様で特色ある教育や研究において次世代の担い手となる人材の育成を目的として、平成30年度に始めた事業である。既成概念等にとらわれずユニークでチャレンジングな研究を支援することを特色としており、研究者が新たな価値を創造し、未来をつくる研究者として社会の発展に貢献されることを心から期待している。とりわけ女性研究者奨励金は、多様な人材を育成する大学の教育現場において指導的立場につき女性の活躍を推進していくことを目的としており、私学の教育や研究の現場におけるダイバーシティ推進に繋がっていきたくと考えている。

研究者の皆様にはぜひ、懇親会で先輩研究者や多くの方と交流を深めていただきたい。また、研究や教育をライフワーク（生活の糧）にとどめず、ライフワークとして生き生きと取り組み、若い人達にその姿を見せていただきたいと考えている。

奨励金にご寄付いただいた企業、団体、個人の皆様、また奨励金選考委員

の皆様は厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも、本事業団と本奨励金へのご理解、ご支援を賜るようお願い申し上げます。」

●来賓祝辞

― 文部科学省 高等教育局

私学部長 森友 浩史様 ―

「私立大学は学部学生の約8割の教育を担うとともに、エッセンシャルワーカーや産業人材等の育成、国際競争力強化に資する研究振興、地域創生などさまざまな観点で重要な役割を果たしている。こうした中、地域や産業界との連携を深めつつ、機能や成果に応じた重点的な支援が必要となってい

る。文部科学省としても、2月に取りまとめた『2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議』の審議まとめを踏まえ、地域から必要とされる人材育成を担う地方大学や日本の競争力を高める教育研究を担う大学等を重点的に支援する。

また、我が国の将来を展望すると、AX（AI・トランスフォーメーション）時代の産業構造の変化において、分野や地域での人材需給のミスマッチが生じることが懸念される。文部科学省では、人材育成に向けた具体的方策として『高校から大学・大学院等を通じた人材育成システム改革ビジョン』を4月に公表し、人への投資の好循環によ

これまでに若手・女性研究者奨励金にご支援を賜りました寄付者の皆様

(五十音順)

【法人】

- ・アークビル株式会社 様
- ・株式会社アパックス 様
- ・株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 様
- ・共栄火災海上保険株式会社 様
- ・クロスアロー株式会社 様
- ・コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 様
- ・第一生命保険株式会社 様
- ・大和証券株式会社 様
- ・中山福株式会社 様
- ・株式会社ニトリ 様
- ・一般社団法人日本工業倶楽部 様
- ・野村證券株式会社 様
- ・三井住友信託銀行株式会社 様
- ・株式会社三菱UFJ銀行 様
- ・三菱UFJ信託銀行株式会社 様
- ・ANAホールディングス株式会社 様
- ・NPO法人 supportech 様
- ・SMBC日興証券株式会社 様

【個人】

- ・黒田 壽二 様
- ・寄付金付き自動販売機の設置にご協力くださった学校法人、企業及び設置会社様
- ・寄付金付き自動販売機で飲料を購入してくださった皆様
- ・その他、匿名を希望する寄付者（法人）様及び個人の皆様

る強い経済の実現を目指すこととして
いる。

さらに、私立大学の振興には、国の
公的支援に加え、広範な社会的支援の
存在が一層重要であるところ、本奨励
金は民間からの寄付を代表する制度で
あると言える。日頃より運営に尽力さ
れている私学事業団や関係者の皆様に
御礼申し上げる。

本奨励金に受賞された皆様、奨励
金を有効活用し益々活躍されること
を心より期待、祈念している。」

表 若手・女性研究者奨励金 配付状況

種 類	2026年度		2018年度 からの累計	
	件数 (件)	配付額 (千円)	件数 (件)	配付額 (千円)
若手研究者 奨励金	38	15,200	318	127,200
女性研究者 奨励金	36	14,400	315	126,000
合 計	74	29,600	633	253,200

― 野村證券株式会社

執行役員 長井 里実様 ―

「本奨励金事業が経済界や学校等か
らの寄付により継続していることは非
常に意義深いと考えている。社会の持



来賓祝辞を述べられる
野村證券株式会社 執行役員
長井 里実様

続的な成長を支える真の資本は、皆様
のような『知の最前線に立つ人間』で
あると確信している。

今回の採択研究は多様で野心的な課
題が多い。この多様性が予測不可能な
時代における成長の源泉であると感じ
る。採択率20%台の狭き門から選ばれ
た皆様の研究は、専門家が認めた『未
来への確かな価値』だと思う。

研究を通じた発見や考察が、将来新
たな産業を生み、人々の生活を豊かに
する。その『種』を絶やさないことが、
私たちが本奨励金に寄付を続ける理由
である。

もしかして金額は、十分ではないか
もしれないが、『社会があなたの挑戦
を応援している』という証である。皆
様がこの奨励金を一つの励みとして、
自らの信じる道を切り拓き、世界の知
のフロンティアを押し広げていける
ことを心より願っている。」

●2026年度選考経過報告 ― 若手・女性研究者奨励金

選考委員会委員長 高野 克己様 ―

「令和7年6月に公募をし、若手研
究者奨励金に141件、女性研究者奨
励金に131件、両奨励金合計で27
2件の応募があった。

審査においては、『研究の特色・独創
性』『研究の目的』『研究計画・方法』
『将来性・成長性』の4項目を評価の視
点とし、特に『研究の特色・独創性』
に評価の重きを置く採択基準を設けて
いる。その基準に従い、29名の選考委
員が審査を行い、若手・女性研究者奨
励金選考委員会にて審議を行った。そ
の結果、若手研究者奨励金38件、女性
研究者奨励金36件を採択した。

受賞した皆様においては、贈呈式や
懇親会をはじめとしたネットワークを
大切に、未来を創る人材としてご活躍
されることを期待している。」

●贈呈書授与

次に、福原理事長から、若手研究者
奨励金の受賞者を代表して岩手医科大
学 助教 菅 孔太朗先生、女性研究者奨
励金の受賞者を代表して近畿大学工業
高等専門学校 講師 COSKOVIC
IRINA(チヨシユコヴィチ イリー
ナ)先生に贈呈書が授与されました。続
いて、本事業団の5名の理事から、48
名の受賞者へ贈呈書が授与されました。
その後、菅先生、COSKOVIC

先生から、次のようなご挨拶をいた
しました。

「この度、採択された研究は、東北地
方の三陸沿岸における牡蠣養殖とゴカ
イとの関係に着目したものである。養
殖環境を生物多様性の観点から評価し
た研究は少なかつたが、絶滅危惧種の
発見をきっかけに牡蠣養殖が生物多様
性の保全に大きな役割を果たしている
可能性を感じ『牡蠣を育てること、そ
して牡蠣を食べることが海の生物多様
性を支えることにつながる』という認
識を広めたいと考えるようになった。

フィールド研究は漁業者の皆様や自
治体等、多くの方々との連携が欠かせ
ず、本奨励金の受賞は『人とのつなが
り』を広げるチャンスを送ったものだ
のと受け止めている。ご寄付を賜った
企業、団体・個人の皆様、ならびに私
学事業団・選考委員会の皆様に、厚く



福原理事長(右)から贈呈書を授与される
岩手医科大学 菅 孔太朗助教(左)
研究テーマ: 海のゆりかご「マガキ養殖 筏」
が創出する生物多様性の解明

御礼申し上げるとともに、皆様の期待に応えられるよう、引き続き尽力していきたい。」(菅先生)

「現在、工業高等専門学校(以下、高専といいます)で英語教育に携わっている。高専は専門的な知識や技術だけでなく、学生指導やクラブ活動などを通じて社会性をも成長させていく教育機関である。研究時間の確保は容易ではないが、学生と近い距離で教育に携わる中で新たな視点や問いに出会う機会も多くあり、大きな挑戦であると同時に研究の原動力にもなっている。」

人文系研究者として理工系中心の環境で研究を続ける中で、自身の研究の意義や方向性について迷いを感じることもあったが、本奨励金に採択されたことで自身の研究が意義あるものと認められたように感じ、大きな励みと



福原理事長(右)から贈呈書を授与される
近畿大学工業高等専門学校 COSKOVIC IRINA 講師(左)
研究テーマ:平成時代の日本児童文学における「空洞化」

なった。研究者にとって、このような評価や支援は大きな自信に繋がるものであり、研究活動が多くの方々の方々の支えの上に成り立っていることを強く感じている。寄付者の皆様のご支援に心より感謝申し上げます。」(COSKOVIC 先生)

●先輩受賞者講演

続いて、これまでに本奨励金を受賞した先生から、今年度受賞者に向けたメッセージとして、2023年度に若手研究者奨励金を受賞した昭和医科大学講師 平井隆仁先生、同じく2023年度に女性研究者奨励金を受賞した創価大学助教 蔦木文湖先生より、次のようなお話をいただきました。

「野戦病院で、臨床を中心に歩む中で、挑戦した科研費に4回連続不採択となり、臨床医として診療に専念していくか、大学で研究を続けていくか悩んでいた。『テーマは面白いが、予備データがないと科研費採択は難しい』という助言があったが、データ解析には費用がかかってしまう。行き詰まっていた時に採択されたのが若手研究者奨励金だった。本奨励金に採択されたことで自信がつき、後輩は研究に関心を持って応援してくれるようになった。そして5度目の挑戦で科研費に採択された。」

受賞者の皆様には、本奨励金が『次へ進むための出発点』になるというこ



ご挨拶をいただいた
昭和医科大学 平井 隆仁講師(右)
創価大学 蔦木 文湖助教(左)

とを伝えたい。各専門分野で大きく飛躍し、日本国民の進歩・繁栄に繋がっていくことを、心より祈念する。研究者を支える貴重な機会を継続してくださっている企業・個人の皆様、そして私学事業団の皆様、心より感謝申し上げます。」(平井先生)

「当初は非常勤講師や研究員としており、出産・育児で研究に力を注げない時期もあったが、堅実に研究活動を続けてきた。その後、創価大学の教員となり難民の高等教育支援の研究を進める中で、本奨励金の存在を知った。」

実績よりも課題の独創性が評価されること、特に女性研究者奨励金に年齢制限がないことは大きな希望となった。年齢や経歴の空白を問わず、現在の研究の価値を評価してもらえること

で、自信をもってこの研究課題に一歩踏み出すことができたと感じている。

本奨励金をいただいたことで、自身の研究の社会的意義を再確認し着実に業績を積み上げ、今年度、科研費を獲得することができた。寄付企業及び支援者、本奨励金に関わるすべての皆様には、多角的な視点で研究を支えてくださることに、心より感謝申し上げます。

また、本奨励金を受賞された皆様の研究が社会の中で今後果たす役割はさらに大きくなることを確信し、これからの研究活動が実り多きものとなることを心より願っている。」(蔦木先生)

贈呈式の最後に、本事業団理事(経営情報・助成担当) 吉田 秀樹から「本奨励金にご支援いただいた寄付者の皆様には厚く御礼申し上げます。研究者の皆様には日本の未来を切り拓く意気込みを持って自らの研究に励んでいただき、今後ますます活躍いただくことを祈念する。今後とも本奨励金のご理解とご支援を賜るようお願い申し上げます。」と挨拶があり、盛会のうちに贈呈式は閉会となりました。

その後の懇親会には、26名の来賓及び「若手研究者奨励金」23名、「女性研究者奨励金」26名の計49名の研究者にご出席いただき、親睦を深めていただきました。

●懇親会挨拶・乾杯

― 国際基督教大学 名誉教授
(本事業団理事) 日比谷 潤子様 ―



国際基督教大学 名誉教授
日比谷 潤子様より開会挨拶・乾杯

「受賞された皆様は非常に意欲的かつ挑戦的だが、そういった力をさらに伸ばしていくためには、ご自身と違う分野の方の話を積極的に取り入れ、新しいアイデアを得ることが大切である。本奨励金の受賞をきっかけに人脈づくりをして、新しい研究の萌芽と発展性を心がけていただきたい。皆様の今後の発展を祈念している。」と開会挨拶があり、その後、乾杯の発声がありました。

●来賓祝辞 (寄付者)

― コカ・コーラ ボトラーズジャパン
株式会社ベンディング事業統括本部
ベンディング戦略カスタマー本部長
毛利 栄秀様 ―

「本奨励金事業が2026年度の贈呈式を迎えられたことをお祝い申し上げます。本年、コカ・コーラは生誕140周年のアニバーサリーイヤーである。

『コカ・コーラ』は、薬剤師であるジョン・S・ペンバートン博士が飲み物の研究をしている際に誕生し、当時は馴染みのない新しい飲み物だったものの、今では世界200カ国以上で販売される一大ブランドにまで成長した。皆様の研究が将来、誰もが知っているものに成長することを期待して、コカ・コーラグループは支援を続けさせていきたいと思います。

支援型自動販売機は全国で200台を超えるが、受賞者や関係者の皆様にはアンバサダーとして、研究者や日本の未来を支えあつていく活動としてともに育んでいけることを願っている。」



来賓祝辞を述べられる
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社
ベンディング事業統括本部 ベンディング戦略カスタマー本部長
毛利 栄秀様

懇親会の最後に、本事業団理事(企画・総務担当) 江崎 典宏から「本奨励金の受賞は、皆様のこれからの研究者人生の中で一つの活気になると思う。

寄付をいただいた企業、各種団体、個人の皆様の熱い想いによって本奨励金事業は成り立っている。研究者の皆様には今日の気持ちを忘れずに、日常の研究生活に戻っていただきたい。」と挨拶があり、懇親会は閉会となりました。

採択された研究課題は、私学事業団ホームページ「助成業務のご案内」▼若手・女性研究者奨励金▼若手・女性研究者奨励金 配付研究課題一覧」に掲載しています。

問い合わせ先 (私学振興事業本部)
助成部 寄付金課
☎ 03 (3230) 7319・7320
✉ kifukin@shigaku.go.jp

若手・女性研究者奨励金は、皆様からの寄付によって成り立つ取り組みです。未来をつくる若手・女性研究者のために、本制度の維持・発展にご理解とご協力いただきますようお願いいたします。



月報私学のPDF版をご活用ください

「月報私学」は、私学事業団のホームページからいつでもどこでも、学校の運営・業務に役立つ情報をご覧ください。

PDF版のご利用について

右の二次元コードを読み取る
またはインターネットで検索

月報私学

検索

https://www.shigaku.go.jp/g_geppo.htm



問い合わせ先 (私学振興事業本部)

企画室 ☎ 03(3230)7810・7811 ✉ kikaku@shigaku.go.jp



教員・職員はフリーアドレス制で
教員・職員・学生が交流しやすい形となっている

加えて、2013年度に向けてほとんどの委員会を廃止したことも重要な転機となりました。従来の委員会は教員が長を務めることが多く、意思決定が教員中心に偏りやすいだけでなく、前例踏襲に陥りやすく、議論に時間を

梅光学院大学は、1872年にアメリカの宣教師が開学したミッション・スクールを基としています。大学の開学は1967年で女子大学として始まりました。2001年に共学化するとともに、学部も開学当初の文学部（日本文学科と英米文学科）から現在は国際学部と子ども学部という2学部2学科7専攻となり、入学定員は310名という地方の小さな大学です。私が学長に就任したのは2012年、当時は何年も定員を満たすことができない状況が続く、このままでは募集停止という危機に陥っていました。それから、

り、コロナ禍で定員未達の年が続いたり、また回復したりと、紆余曲折がありながら現在に至ります。今回は本学が2012年から試みている「教職協働」について述べたいと思います。

●委員会廃止を含む組織改革

本学における教職協働の取り組みは、2012年の組織改革を契機として本格的に始動しました。その中心となったのが、教員と職員の呼称変更及び委員会制度の大幅な削減です。従来、多くの大学では教員が意思決定の中心に位置し、職員はその補助的役割にとどまる傾向が強くなりました。しかし、本学では教員をTS（Teaching Staff）、職員をMS（Management Staff）と呼称することで、「教員と職員は車の両輪である」という理念を実質化し、両者が対等な立場で大学運営に関わる体制への転換を図りました。



魅力あふれる
学校づくりを
目指して

連載 82

教職協働という「両輪」で進む大学改革

学校法人梅光学院 理事長
梅光学院大学 学長 樋口 紀子

要するため迅速な対応が困難であるという課題を抱えていました。一方、職員は日常的に学生と接し、現場の状況を把握しているにもかかわらず、その知見が意思決定に十分に反映されていませんでした。こうした課題を踏まえ、本学では委員会に代わる新たな意思決定機構として、センター制及び「大学運営会議」を中心とする体制を構築しました。

具体的には、キリスト教、学生支援、学習支援、入試広報、就職支援、国際交流、情報教育（図書館・博物館）などの各センターを設置し、センター長にはTS・MSや年齢に関わらず適材適所で任命しました。また各センターにはMSの補佐を配置し、実務面での機動力を確保しました。さらに従来TSのみで構成されていた責任者会を「大学運営会議」へと改編し、センター長に加えて事務部長などMS管理職も参画させることで、教職協働による意思決定を実現しました。この会議には学長、副学長、学部・学科の責任者も加わることで、大学全体の課題を俯瞰しながら、迅速かつ実効性のある方針決定を行う中核組織となっています。この会議は毎週開催され、大学の今後のあり方を考える戦略会議の役割も果たしています。これによって教授会もTSだけでなく、MSの管理職が入ることにより、教職協働の組織となりました。また、それぞれのセンターには「サ



週一回の朝会の様子。フリーアドレスにより
会議でも空間を有効に活用している

ポート・グループ」を配置し、全TSを所属させ、TSの意見を広く聞く場を設けることによって、疎外感を感じさせないような配慮も行いました。

2015年の改正学校教育法施行に対応し、教授会の役割を見直しました。規程を変え、教授会は入学・復学や除籍など限定的事項の審議機関とし、その他の重要事項は大学運営会議で決定する体制とすることで、組織全体の機動性を高めました。この改革により、2018年問題や2026年問題などの外部環境の変化にも、TSとMS双方の視点を取り入れながら柔軟に対応できるようになりました。

さらに2019年度からは、TSのみで構成される「サポート・グループ」をやめ、TSとMSで双方が所属するTG（Task Group）とし、実務レベルでの課題共有と意見集約を行う仕組みを整備しました。TGで出

された意見は大学運営会議に報告され、最終的な意思決定へとつながります。このように、現場から経営レベルまで一貫した意思決定プロセスが確立されている点が特徴です。

●教職員評価制度導入

人事制度においても教職協働の理念は反映されています。2014年度から職員評価制度を、2015年度から教員評価制度を導入し、評価結果を給与に反映させている点に特徴があります。特に教員評価では、研究・教育だけでなく、各部署（センター）への貢献度をMSの管理職が評価する仕組みを導入しました。これはTSが組織全体と連携しながら業務を遂行する意識を高めるためのものです。これにより、教職協働の実効性が強化されました。

●カリキュラムにおける教職協働

教育面においても協働は進んでいます。従来、カリキュラムは教員のみで決定されることが多く、自分の専門分野に偏った構成や、それに伴う授業科目数の増加、複雑化など、時間割の決定に教員だけに関わると教員目線の時間割が作成される場合があります。したがって、本学では大学運営会議が中心となり、必要に応じて教務担当MSも加わることで、学生の学びやすさや時代に合わせたカリキュラム及び時間割の編成を実現しています。

●授業における教職協働

授業運営においても教職協働は具体

化されています。例えば、現在は全学年対象の必修科目の「キリスト教実践演習」は2022年度からTS（5名：学長・副学長・大学宗教主任・大学宗教主事・中高宗教主任）とMS（3名）による協働授業を実施しています。TSがシラバスを考え、評価を行ううえで、MSが授業の中で補佐的な役割を果たすことによって全学年を対象とした授業が可能になります。そのため、毎週会議を開き、担当学生一人ひとりの名前を挙げて祈ることから始め、前回の授業の振り返り、課題提出状況の確認、次回授業内容の確認、欠席等が続く学生の情報共有などを行っています。この授業には、「建学の精神」を育み、他者や社会に貢献する人材を育成したいという願いが込められています。また、このメンバーは学院を「伝道チーム」と位置づけ、学院全体の礼拝のあり方、伝道の仕方、キリスト教



打ち合わせや面談に活用されるブース席

関係の行事内容の検討も行っています。また、企業研究をし、将来の就職を考える「キャリア・デザイン」や初年次教育科目で経済的な課題を解決しながらどのように4年間の学生生活を送るかを考える「お金の問題」及び友達づくりをするとともにアカデミックスキルを身に付ける「梅光BASIS」においても同じように教職協働型授業を展開し、学生生活に密接に関わるテーマを総合的に扱っています。これらの授業では毎週担当者会議を実施し、学生一人ひとりの状況を共有しながら支援を行う点に特色があります。

●互見授業

さらに、2025年度からは職員が授業を参観・評価する取り組み（互見授業）を開始し、教育の質向上と相互理解の促進を図っています。これは教員だけでなく職員も教育活動の主体であるという意識の確立につながるもの



ガラス張りや大階段などオープンな空間の教室も

です。

●学生支援と教職協働

学生支援においては、TSが担っているチューター制度（担任制）を基盤としつつ、教職員全体で学生情報を共有する仕組みを整備しています。特に、欠席や経済的困難、進路不安、要配慮などの課題を抱える学生に対しては、TSとMSがペアで面談を行い、連携して支援することによって4年間、一人も取りこぼさない体制の構築を目標としています。

●終わりに

今後の展望としては、これまで構築してきた教職協働の仕組みを基盤として、「組織としての意思決定力」と「教育の質」を同時に高める段階へと進むことが重要であると考えています。単に制度を維持するのではなく、その運用を通じて大学全体の価値を高め、社会に対してどのような人材を育成するのかを明確に示していく必要があります。すなわち、本学の教職協働は一つの完成形ではなく、環境の変化に応じて進化し続けるべきものです。今後は、組織・教育・支援を相互に連携させた取り組みをさらに進めることで持続可能な質の高い大学運営モデルの確立を目指したいと考えています。

樋口 紀子（ひぐち のりこ）

2012年 梅光学院大学学長に就任、2021年 学校法人梅光学院理事長に就任

令和8(2026)年度 私学経営情報センターが行うサービスのご案内

私学経営情報センター

私学経営情報センターでは、学校法人の経営改善の支援及び教育条件並びに経営に関する情報の収集・提供業務を行っております。当センターで提供している主なサービス内容と連絡先は以下のとおりです。経営相談、財務分析、会計処理、講演など幅広いサービスを提供しておりますので、ぜひご利用ください。

学校法人の要望例

- 会計処理のご質問
会計処理の仕方を教えてほしい
- 基礎調査等のご質問
基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい
- 規程集等の閲覧
学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考にしたい
- 財務分析
学校の財務分析資料がほしい
- 教育情報の活用・公表
大学等のさまざまな特色や取り組みを検索したい
- 経営者や職員の研修・育成
私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい
- 研修会実施の支援
学校法人の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい
- 改革事例等の紹介
教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい
- 経営上の問題への解決策の提案
「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学校法人の現状にあった提案をしてほしい
- 経営改善計画の作成支援
「学校法人の経営改善等のためのハンドブック(第3次改訂版)」に掲載されている、目標と期限を明確にした経営改善方策を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい

「学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第3次改訂版》」24ページ～35ページ参照(※1)
「経営改善計画立案・実施のための参考資料」(※2)

私学経営情報センターで提供可能なサービス

(会計処理等、基礎調査、e-マネージャについてのご質問への回答)
電話・メールで回答します
●会計処理等についてのご質問
☎03(3230)7846～7848
●基礎調査、e-マネージャについてのご質問
☎03(3230)7840～7844



(私学情報資料室) ☎03(3230)7846～7848
学校法人等の役職員を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます(私学振興事業本部(九段事務所1階))

(データ提供) ☎03(3230)7846～7848
インターネットを利用して小学校法人から大学法人が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム(私学情報提供システム)を提供しています
◇学生数 ◇財務データ ◇財務比率表 ◇今日の私学財政 等

(依頼に基づく資料提供) ☎03(3230)7838
「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します。ご利用にあたっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます(内容により、日数を要します)

(大学ポートレート(私学版)) ☎03(3230)7852・7853
私立の大学、短期大学、高等専門学校の特色や実践している教育研究の取り組みをWebサイトにて提供しています

(セミナー) ☎03(3230)7849・7850
理事長・学長向けにリーダーズセミナーを、若手職員向けにスタッフセミナーを開催しています

(講師派遣) ☎03(3230)7839
●センターの職員を講師として派遣します
●講師派遣については交通費と講演料が必要です

(経営相談) ☎03(3230)7828・7829
●学校法人を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります
●学校法人の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします
●必要に応じて事業団が依頼している専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施します
●経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います
●学校法人にて経営相談を実施する場合、所定の交通費が必要になります

注 左記の要望に対する連絡先は同色で囲まれた右欄内の電話番号となります。

※1 学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第3次改訂版》https://www.shigaku.go.jp/files/s_keieikaizenhandbook3jikaitei.pdf

※2 経営改善計画立案・実施のための参考資料 https://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm

高額療養費にかかる自己負担限度額の見直し

業務部 短期給付課

「月報私学」（8年7月号）及び「健康保険法等の一部を改正する法律」について（8年7月13日付け、私事総第1068号）等ですでお知らせしているとおり、私学共済制度につきましても、高額療養費制度について次のとおり段階的に見直すこととなりました（政令改正事項）。

令和8年8月施行

●自己負担限度額の引き上げ（以下表）

8年8月受診分から自己負担限度額が引き上げられます。

●継続的に受診が必要な方に配慮した年間上限額の新設

1年間（毎年8月1日から翌年7月31日までの間）の自己負担について、月間の高額療養費等を支給してもなお残っている自己負担の合計額が高額となり、次の①②を超えた場合に支給します。

①一部負担金等年間世帯合算額

②70歳以上の低所得者（市区町村民税非課税世帯の一部）にかかる改正

・個人外来の年間上限

・入院を含む世帯単位で多数回該当の適用

なお、現行の年に4回以上（多数回

該当）の自己負担限度額は、新設される70歳以上の低所得者を除き据え置きとなります。長期に継続して治療を受ける人の負担額に変更はありません。

令和9年8月施行

●所得区分の細分化

9年8月受診分から所得区分が非課税世帯を除き、現行の5段階から13段階に細分化されます。

例えば、現行の高額療養費制度の所得区分は、標準報酬月額28万円の人と50万円の人が同じ区分となっていますが、細分化することにより、負担能力に応じて限度額が設定されます。

また、所得区分の変更に応じて限度額が急増しないようにします。

高額療養費に該当した場合に、付加給付が支給される仕組みに変更はありません。

高額療養費の仕組みについては、私学共済ホームページ（私学共済事業のご案内）▼短期給付（健康保険）▼病气やケガをした▼医療費負担の軽減▼高額療養費にも掲載しています。

表 令和8年8月から9年7月の高額療養費基準額

年齢	適用区分	対象者	自己負担限度額		
			個人外来	世帯単位 (入院も含みます)	一部負担金等年間 世帯合算額（新設）
70歳以上	現役並み所得者Ⅲ	標準報酬月額 83万円以上	270,300円 + (総医療費 - 901,000円) × 1 % (※) <140,100円>		1,680,000円
	現役並み所得者Ⅱ	標準報酬月額 53万円～83万円未満	179,100円 + (総医療費 - 597,000円) × 1 % (※) <93,000円>		1,110,000円
	現役並み所得者Ⅰ	標準報酬月額 28万円～53万円未満	85,800円 + (総医療費 - 286,000円) × 1 % (※) <44,400円>		530,000円
	一般所得者	標準報酬月額 28万円未満	22,000円 (年間上限216,000円)	61,500円 (※) <44,400円>	530,000円
	低所得者Ⅱ	(市区町村民税非課税世帯で低所得者Ⅰ以外の人)	11,000円 (年間上限96,000円 新規適用)	25,700円 (※) <24,600円 新規適用>	290,000円
	低所得者Ⅰ	(市区町村民税非課税世帯で所得が一定基準に満たない人)	8,000円	15,700円	180,000円
70歳未満	ア	標準報酬月額 83万円以上	270,300円 + (総医療費 - 901,000円) × 1 % (※) <140,100円>		1,680,000円
	イ	標準報酬月額 53万円～83万円未満	179,100円 + (総医療費 - 597,000円) × 1 % (※) <93,000円>		1,110,000円
	ウ	標準報酬月額 28万円～53万円未満	85,800円 + (総医療費 - 286,000円) × 1 % (※) <44,400円>		530,000円
	エ	標準報酬月額 28万円未満	61,500円 (※) <44,400円>		530,000円
	オ	低所得者（市区町村民税非課税者）	36,900円 (※) <24,600円>		290,000円

※ <>内は、同一世帯で1年間の高額療養費の該当回数が3回以上ある場合の4回目以降の額（多数回該当）

短時間労働加入者にかかるQ&A及び被用者保険適用拡大の今後の予定

業務部 資格課

短時間労働加入者の資格取得にかかわるよくある問い合わせを要件ごとにQ&Aで説明します。

●週の所定労働時間が20時間以上

Q1 週の所定労働時間が一定でない人はどう判断しますか。

A1 就業規則や雇用契約書等で、通常の週（祝祭日や夏期休暇等の休日を含まない週）に勤務すべきこととされている時間が判断基準になります。

なお、雇用契約書等に週の労働時間が明記されていないなど週の労働時間による判断が難しい場合は、一定の計算方法により算出します。

一定の計算方法により算出するのは次のような場合です

① 所定労働時間が1か月単位で定められている場合

↓1か月の所定労働時間を12分の52で除した時間

② 所定労働時間が1か月単位で定められており、夏期休暇等のため特定の月の所定労働時間に例外的な長短がある場合

↓特定の月を除いた通常の月の所定労働時間を12分の52で除した時間

③ 所定労働時間が1年単位で定められている場合

↓1年の所定労働時間を52で除した時間

④ 4週5休制など1週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動し一定でない場合等

↓当該周期における1週間の所定労働時間を平均して算出

●月額賃金が8万8000円以上

Q2 月額賃金の要件にはどのようなものが含まれますか。

A2 賃金要件における算定対象は基本給及び諸手当です。ただし、結婚手当等の臨時の賃金、時間外割増賃金や、通勤手当、家族手当等最低賃金法で算入しないことを定める賃金は除きます。時給、日給等の場合は雇用契約書を基に月額に換算した額で判定します。

なお、短時間労働加入者の要件を満たし報告書を記入する際には、要件の判定に算入しなかった諸手当であっても、労働の対償として経常的に受けるものについては、報酬に含めることとなりますので注意が必要です。

●2か月以上の雇用が見込まれる

Q3 雇用期間が2か月を超える見込みがあったため、加入者資格を取得

しましたが1か月で退職しました。取得を取り消すことになりますか。

A3 結果として雇用期間が2か月未満になった場合、資格取得の取り消しではなく、雇用期間が終了した時に「資格喪失報告書 **DL**」を提出することになります。

●学生でないこと

Q4 通信制課程に在学する者は学生として該当しますか。

A4 ここで言う「学生」とは大学（大学院を含む）、短期大学、高等学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上あるもの）等に在学する学生、生徒が該当します。ただし、定時制課程、通信制課程に在学する人、卒業後も引き続き学校法人等に使用される見込みのある人、休学中の人、社会人大学院生等は「学生」に該当しないため要件を満たしたときは資格取得することとなります。

短時間労働者の被用者保険適用拡大にかかる今後の予定

●規模要件の段階的縮小と撤廃

令和8年8月現在、特定学校法人等となる学校法人等の規模要件は70歳未満の通常加入者数が常時51人以上であることと定められています。この規模要件は、以下の表のように9年10月1日から段階的に縮小され（特定学校法人等の範囲は段階的に拡大）、17年10月1日以後は撤廃されます。

表 特定学校法人等の規模要件

現在	51人以上
9年10月から	36人以上
11年10月から	21人以上
14年10月から	11人以上
17年10月から	学校法人等の規模要件の撤廃

●賃金要件の撤廃

最低賃金の引き上げに伴い1週間の所定労働時間が20時間以上であれば、月額賃金は8万8000円を上回ります。これにより、賃金の月額が8万8000円以上とする要件は、8年10月に撤廃される予定です。

●特定減額特例対象者の資格取得

（令和8年10月施行予定）

最低賃金法第7条（最低賃金の減額特例）の適用を受ける短時間労働者のうち、月額賃金が8万8000円未満の人（特定減額特例対象者といえます）は、原則として資格取得の対象となりません。ただし、新たに特例規定が設けられ、8年10月（予定）以後は、対象者本人が私学事業団へ学校法人等を通して所定用紙で申し出ることで、任意で短時間労働加入者として資格取得することが可能となります。

詳細は、今後、通知文や私学共済ホームページ等でお知らせします。

「資格取得報告書」等を提出する際の注意点

業務部 資格課

私学共済制度では、加入者の記録を所属する学校ごとに管理して加入者等記号・番号を付番しています。

採用や配置換えの際に提出する「資格取得報告書DL」や「所属学校等変更報告書DL」は、必ず加入者が実際に勤務している学校の所属として報告してください。特に、同一法人で複数の学校があるときは、所属学校に誤りのないよう注意してください。

●電話番号を必ず記入してください

「資格取得報告書DL」や「所属学校等変更報告書DL」は、加入者情報を登録する前に、記載された学校番号が正しいかどうかのチェックを行います。チェックは、報告書の右上にある「事務連絡先電話番号」により行うため、私学事業団に登録している法人所在地、学校所在地、連絡先のいずれかの電話番号の下4桁を必ず記入してください。記入漏れや登録していない番号を記入した場合は、確認に時間がかかります。処理の遅れにつながります。

電話番号は、学校番号に紐づけているため、学校番号の記入漏れや記入誤りにも注意してください。

なお、電話番号を変更するときは、「学校法人等異動報告書DL」を提出し

てください。

●20歳以上の人は基礎年金番号を必ず記入してください

基礎年金番号が未記入の場合は、原則、資格取得の処理ができません。

20歳未満の人や、日本で初めて住民登録をした外国籍の人以外は、基礎年金番号が必ず付番されています。基礎年金番号通知書等で確認のうえ、誤りのないよう記入してください。

なお、基礎年金番号が不明な場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

●マイナンバーを記入してください

令和5年9月より、資格取得報告書等へのマイナンバーの記載が必須となっています。

加入者のマイナンバーは、学校法人等が確認のうえ、誤りのないよう記入してください。

●住民票住所を記入してください

「資格取得報告書DL」に記入する加入者の住所は、住民票の住所です。

住民票と異なる氏名や住所を記入した場合、マイナンバーを収録できず、マイナ保険証や情報連携を利用できない場合があります。

令和8年8月発行 「私学共済事務担当者へのお知らせ」

広報相談センター 相談班

「私学共済事務担当者へのお知らせ」(以下「お知らせ」といいます)を8月20日に全学校法人等宛てに発送します(見本参照)。

「お知らせ」には、次の事項を掲載しています。

- ・法律改正事項
- ・取り扱い変更事項
- ・注意喚起事項等

8月下旬に、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼刊行物▼事務担当者向けの刊行物に「私学共済事務担当者へのお知らせ」のデジタル冊子を掲載する予定です。ご覧ください。

注 「令和8年度私学共済事務担当者連絡会」は、開催を見送りました。

私学共済事務担当者へのお知らせ
令和8年8月発行

※本日より、私学共済の業務に付随して、ご関係にご協力をお願い、頂くお礼申し上げます。

令和8年度は「私学共済事務担当者連絡会」を開催を見送り、代わりに法律改正事項や事務手続きの変更点についてまとめてお伝えする「私学共済事務担当者へのお知らせ」を発行します。

※本誌発行とともに私学共済ホームページにデジタル冊子を掲載しますので、事務手続きの際は、広報相談ホームページ等も合わせてご確認ください。

目次

見本

- 1 保険料調停制度の趣旨
- 2 「健康保険法等の一部改正」
- 5 電子申請にかかる報告書の取り扱い(令和8年3月)
- 6 電子媒体による報告書の取り扱い(令和8年3月)
- 6 年金関係のお知らせ
- 8 保険関係のお知らせ
- 11 貸付関係のお知らせ
- 13 都道府県補助金
- 14 ガーデンパレス共済事業(主) 学校訪問団体の案内
- 15 私学共済ホームページのご活用について

※マークが添付している際は、私学共済ホームページ「様式用紙ダウンロード」からダウンロードできます。

日本私立学校振興・共済事業団

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
TEL (03) 5311-5311 FAX (03) 5311-5312
http://www.pri-edu.or.jp/

様式用紙等の請求方法

広報相談センター 相談班

様式用紙等は、一部を除き私学共済ホームページ「様式用紙等ダウンロード」から内容(分類)別又は用紙名(50音順)で検索し、ダウンロードすることが出来ます。ダウンロードできない用紙は、「様式用紙等請求フォームDL」又は任意の用紙に①学校名②学校記号番号③郵便番号・送付先住所④連絡先電話番号⑤担当者名⑥用紙名(様式番号は不要)⑦必要枚数を明記し、FAX又は郵送で請求してください。なお、様式用紙等は変更することがありますので、利用のつど必要枚数を取得してください。

請求先		様式用紙等の 請求専用FAX番号
広報相談センター相談班		03(3813) 1081
共済業務課	札幌ガーデンパレス	011(222) 6311
	仙台ガーデンパレス	022(299) 6296
	名古屋ガーデンパレス	052(957) 1387
	大阪ガーデンパレス	06(6393) 9728
	広島ガーデンパレス	082(262) 1139
	福岡ガーデンパレス	092(713) 3581

令和8年度 特定健康診査の結果報告にご協力ください

福祉部 保健課

今年度の特定健康診査の実施について、5月下旬に関係書類を学校法人等宛てに送付しました。

特定健康診査、特定保健指導及び健康情報ポータルサイト「PeP UP（ペップアップ）」にかかる学内掲示用ポスターを同封しましたので、加入者への周知に活用してください。

また、被扶養者に対しては、加入者の自宅宛てに送付した特定健康診査受診券（セット券）を使用して受診するよう周知をお願いします。

●健診結果データの作成・提出

加入者の特定健康診査は、学校法人等が行う定期健康診断結果を活用します。表1の健診結果報告の必須項目について、学校法人等又は委託先の健診機関で健診結果データを作成し、提出してください。

作成の際は、5月下旬に学校法人等へ送付した「特定健診元気ガイド（事務担当者用）」を参考にしてください。私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼刊行物▼事務担当者向けの刊行物」にも掲載しています。

学校法人等が行う定期健康診断を健診機関へ委託する際には、不備の多い項目に注意して、健診結果データの作

成を依頼してください。

●提出時の必須項目

健診結果データに不備があると健診結果の登録や特定保健指導の判定処理ができません。提出する際には、表1のすべての項目に入力漏れがないよう確認してください。

●不備の多い項目

① 必須の質問項目の回答がない
・ 服薬の有無（血圧・血糖・コレステロール又は中性脂肪を下げる薬の使用の有無）
・ 喫煙の有無

表1 健診結果報告の必須項目

健診実施年月日	
加入者等記号・番号・氏名・生年月日・性別	
身体計測	身長・体重・BMI・腹囲
血圧	最高血圧・最低血圧
血中脂質	HDLコレステロール・LDLコレステロール又はnon-HDLコレステロール（食後採血か中性脂肪400mg/dl以上の場合）・空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪（空腹時以外）
肝機能	GOT（AST）・GPT（ALT）・γ-GTP（γ-GT）
血糖	空腹時血糖、HbA1c又は随時血糖（※）
尿検査	尿糖・尿蛋白
既往歴	自覚症状・他覚症状・採血時間
標準的な質問票	「血圧」・「血糖」・「コレステロール（中性脂肪も含みます）」をそれぞれ下げる薬の使用の有無 喫煙の有無

※食後3.5時間以上

健診結果データに当該項目の記載がなければ、「標準的な質問票」DL」を別途提出してください。

② 採血時間（空腹時・随時）の記載がない又は各数値の報告と矛盾がある採血時間に応じて、報告できる項目（表2）が異なります。

表2 採血時間に応じた報告項目

採血時間	中性脂肪値	血糖値
食後10時間以上	空腹時中性脂肪	空腹時血糖又はHbA1c又はその両方
食後3.5時間以上10時間未満	随時中性脂肪	随時血糖又はHbA1c又はその両方
食後3.5時間未満	随時中性脂肪	HbA1cのみ

注 随時血糖で報告された場合は、後日送付する健康情報の「健康年齢」の算出ができません。血糖検査は、HbA1cを優先してください。

●健診結果は、原則、電子媒体で提出してください。

電子媒体で提出する場合、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼福祉事業▼特定健康診査・特定保健指導▼特定健診に関する事務手続き▼特定健診提出用データチェックツール」に掲載している次の①又は②の

ツールを利用すると、健診結果データの作成や不備のチェックが行えます。当該ツールでチェックしてから提出してください。

① 特定健診提出用データ入力・作成ツール

学校法人等で、対象者の健診データを入力・作成及びチェックを行う際に利用します。

② 特定健診提出用データ（XML・CSV）チェックツール

健診実施機関が作成した健診結果データの不備チェックに利用します。

③ 暗号化ツール

個人情報保護強化のため、①又は②でチェックした後の提出用データを暗号化するツールを配付しています。電子媒体を郵送する際にご利用ください。

なお、「私学共済ポータル」を利用した健診結果データのアップロード提出が可能です。電子媒体への格納や、郵送の手間がなくなり便利です。

私学共済ポータルを利用する場合は③による暗号化は不要です。

また、健診結果をやむを得ず紙媒体で提出する場合は、健診実施機関が発行する「健診結果の写し」ではなく、私学事業団所定の「特定健診結果記入票」等を使用のうえ、提出してください。

利用券の迅速な送付につなげるため、本事業団所定の用紙による提出にご協力をお願いします。

進めよう！健康経営®

※健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

Vol. 6
小さく始めて育てる健康経営
学校法人 佑愛学園の取り組み事例

愛知県清須市にある佑愛学園は、医療職を養成する大学・短期大学と、認定こども園を運営する学校法人です。2019年という早期から健康経営®に取り組んできた背景や施策の工夫について、横尾学長と健康経営推進担当の方に伺いました。

●健康経営に取り組みきっかけ

医療系教育機関として、教職員の健康は教育の質の確保はもとより、学生に模範的な役割を示す上でも重要だと考え、前学長就任を機に健康経営宣言を行いました。

●具体的な取り組み内容

食習慣の改善に向け、手のひらセンサーで推定野菜摂取量を測定するサービスを活用したイベントを毎月実施しています。併せて運動習慣の定着を目指し、自治体が提供するアプリ「あいち健康プラス」によるウォーキングイベントも実施しています。

●取り組みうえでの工夫

健康習慣促進のために教職員へインセンティブを付与する際には、公平性に注意しています。例えば、勤務時間中にスマートフォンを持ち歩けないなど、ウォーキングイベントの歩数上位者インセンティブを狙いにくい教職員

に配慮し、同イベントで歩数以外の付与条件を設定したり、他のイベントでもインセンティブ獲得のチャンスを作ったりしています。

●取り組みの効果と姿勢

あえて厳密な目標や計画は設定せず、健康経営優良法人の認定要件などを手掛かりにして、できる施策に一つずつ取り組んでいます。

結果、健康経営優良法人（中小規模法人部門）には2022年以降4回認定され、「学校健康レポート」による健康年齢もマイナス1・08歳（2023年）を達成しました。

●今後に向けた課題と目標

教職員の女性比率が高いため、女性特有の健康課題に対する取り組みを強化する予定です。また、教職員の行動変容を促せるよう、今後もより楽しんで取り組める多様な健康施策を企画していきたいです。【取材】福祉部 保健課



学校法人 佑愛学園
横尾 和久 学長

PeppUp（ペップアップ）を利用した
ウォーキングラリーイベント開催のお知らせ

福祉部 保健課

健康増進とコミュニケーション活性化を目的に、PeppUpにてウォーキングラリーを開催します。

本ラリーは、個人・チームいずれでも参加可能です。参加は、専用ページから事前にエントリーし、開催期間中に日々の歩数を記録するだけです。

チーム参加の場合は、エントリー期間中にチームの作成や参加を行ってください。知人のみのチームを希望する場合は、非公開設定が可能です。

なお、本ラリー開始後は、チームの移動や脱退はできません。

●エントリー期間

令和8年9月1日から10月7日まで

注 複数のチームには参加できません。

●開催期間

8年10月1日から10月31日まで

●1日の有効歩数上限

3万歩

注 上限を超えた歩数は反映されません。

●歩数を遡って入力できる期間

7日間

●チーム人数

2人以上20人未満

●獲得できるポイント

期間中の平均歩数に応じてポイントが付与されます。

・個人目標

平均3000歩達成で200ポイント、6000歩で500ポイント、8000歩で1000ポイント

・チーム目標（※）

平均6000歩を達成したチームに200ポイント

・キリ賞（個人ランキング）

個人ランキング100位ごとの該当者に200ポイント

・チーム賞（チームランキング）（※）

1位1000ポイント、2位700ポイント、3位500ポイント

・チーム特別賞（※）

10人以上のチームから抽選で3チームに300ポイント

注 期間中の歩数が0歩の人はポイント付与の対象外です。

※ チームにかかるポイントは、メンバー全員にそれぞれ付与されます。

今年度の内容は、昨年度アンケート結果を踏まえ、遡り入力期間の延長や2人からのチーム参加、個人目標や各種賞の新設等、見直しを行いました。詳細は、私学共済ホームページ「お知らせ一覧」に掲載予定のマニュアル等をご覧ください。掲載するポスターも活用し、奮ってご参加ください。

**共済業務****共済事業本部**

〒113-8441

東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者等記号・番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

**標準報酬の報告漏れがないよう
注意してください**

標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額)は、毎月の掛金等の計算や、短期給付金及び将来の年金等給付を算定する基礎となる重要なものです。私学共済ホームページ[よくある質問(Q&A)]にも「報酬に関するQ&A」を掲載していますので、参考にしてください。なお、掛金等の徴収の時効により、原則2年以上遡及した場合の報告・訂正はできませんので、報告漏れ等のないよう注意してください。

●報告時に使用する書類

標準報酬にかかる主な報告書類は、次のとおりです。

- 毎年7月に必ず報告(4・5・6月の報酬)
→「標準報酬基礎届書 [DL](#) [e](#)」
- 賞与等が支払われたとき →「賞与等支給報告書 [DL](#) [e](#)」
- 身分変更や転居などで固定的給与の変動を伴い、報酬が大きく変わったとき(従前と比べ2等級以上増減)
→「標準報酬月額改定届書 [DL](#) [e](#)」

その他、要件に該当した場合には、即時改定用、産休・育休終了者用、年平均用の「標準報酬月額改定届書 [DL](#)」を提出してください。

●確認通知書

報告に基づく処理結果として、「学校法人等用」及び「加入者用」の確認通知書を学校法人等宛てに送付します。

加入者用の確認通知書は必ず加入者へ配付し、双方で報告内容を確認してください。

掛金等の請求時期は、学校法人等用の確認通知書に、処理が反映される調定月を記載しています。

注 令和8年の標準報酬基礎届書の提出期限は7月10日(金)です。まだ提出していない場合は、至急提出してください。

【業務部 資格課】

**貸付けの申込締め切り日に
注意してください**

令和8年9月2日(水)送金分は8月14日(金)が申込締め切り日となります。締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日曜日又は祝日(振休)のときは繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

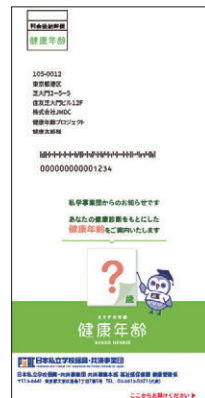
健診結果は「Pep Up」でご確認ください

学校法人等が提出した加入者の健診結果データの登録処理完了後に、学校法人等へ「特定健康診査結果一覧」を送付し、対象者の特定保健指導判定等を通知します。

また、加入者等には健康に関するアドバイス等を記載した健康情報通知書「健康年齢®」(圧着はがき又は封書)を加入者の登録住所宛てに送付します。

なお、当通知には健診結果等の数値は掲載していません。健診結果はPep Upにて確認するよう、加入者への周知をお願いします。Pep Upに登録するための本人確認コードは当通知にも掲載しています。

【福祉部 保健課】

**8 月の共済業務スケジュール**

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 7月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(木)	貯金 送金
24日(月)	貸付 送金
25日(火)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(金)	掛金等 7月調定口座振替(自振校のみ) 貸付 8月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(月)	掛金等 7月調定納期限 貸付 9月24日送金申し込み締め切り

9 月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 8月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 10月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

「月報私学」に対するご意見・ご要望をお待ちしています

「月報私学」では、私学事業団の広報誌として、私学の皆様に役立つ情報を提供するため、より一層の充実を図っていきたいと考えています。

本誌に対するご意見、ご感想、取りあげてほしい企画や特集などのご要望がございましたら、企画室までお寄せください。今後の編集の参考にさせていただきます。

たくさんのご意見をお待ちしております。



【企画室】

☎03(3230)7810・7811

✉kikaku@shigaku.go.jp

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

寄付金

受配者指定寄付金の配付申請について

受配者指定寄付金の配付は、年間を通して対象事業の支払い状況に応じた申請が可能です。

対象事業は、対象学校が当年度に実施する教育・研究に充てる費用又は基金のうち、次の①～⑦に該当する事業の範囲となります。

- ① 敷地、校舎、その他付属設備の取得費
- ② 教育研究に要する経常的経費
- ③ 寄付講座等基金
- ④ 奨学基金
- ⑤ 教育研究基金
- ⑥ ①及び②に要した借入金の返済費用
- ⑦ 既設の学校法人が新たに学校等を設置するために行う次の事業
 - A：敷地、校舎その他付属設備の取得費
 - B：初年度経常経費

当制度は、「教育の振興、その他公益の増進に寄与するための支出で、**緊急を要するもの**に充てられること」を要件としています。学校法人の皆様におかれましては、寄付金残高をご確認のうえ、計画的な配付申請をお願いいたします。

なお、配付申請書類の提出締切日につきましては、毎月、配付を希望する月の5日必着（5日が土・日曜日又は祝日の場合はその翌営業日）としています。

- ・制度については、受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」をご覧ください。
私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶受配者指定寄付金▶受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」〕
- ・寄付金残高は、私学事業団「学校法人ポータルサイト」内の「寄付金システム」でご確認いただけます。学校法人ポータルサイトの閲覧には電子証明書が必要です。詳しくは、本誌4月号（VOL.340）5頁「令和8年度 電子証明書等の取り扱い」をご参照ください。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7317・7318

✉kifukin@shigaku.go.jp



経営支援

「私学情報資料室」のご案内

私学振興事業本部1階の「私学情報資料室」では、大学・短期大学法人の規程集などを学校法人のご協力により収集し、経営相談業務に活用させていただいています。

また、各学校法人の相互利用の観点から、規程の改正などの参考として学校法人の役職員は閲覧できますので、ご活用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846・7847

✉center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学事業団では、全国16か所の宿泊施設を運営しております。
詳しくはホームページを確認してください。
<https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/fukushi/yado/index.html>



大阪カーテンパレス

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211(代表)
JR「新大阪」駅(北口)から徒歩10分。大阪メトロ御堂筋線「新大阪」駅②号出入口階段を経由して高
架下から無料シャトルバス(始発7:05～最終23:05)で3分 <https://www.hotelgp-osaka.com/>

天然温泉付き とくとかプラン(1泊2食)

大阪ガーデンパレス向かいの「天然温泉 ひなたの湯」の入浴券と
夕食、朝食(和洋バイキング)が付いた、加入者限定の宿泊プランです。

(1名1室/1名様) シングルルーム 15,000円～
(2名1室/1名様) ツインルーム 13,800円～

注 別途、宿泊税がかかります。

取扱期間:令和9年3月31日まで(年末年始を除きます)



夕食イメージ

箱根 対岳 荘

〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460(82)2094
JR「小田原」駅・箱根登山電車「箱根湯本」駅からバスで「大平台」下車、徒歩2分。
箱根登山電車「大平台」駅から徒歩5分

あじさい 味彩プラン(1泊2食)

夏の箱根連山の大自然に癒された後は、「対岳荘」自慢の会席料理と
源泉掛け流しの温泉入浴をお楽しみください。

(2名1室/1名様) 和室 15,100円～

注 別途、入湯税がかかります。

取扱期間:通年(年末年始を除きます)



大浴場

融資事業のご案内

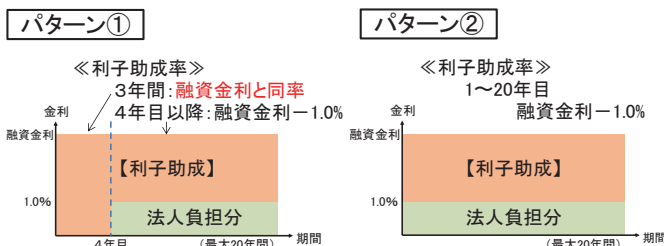
詳しくは私学事業団ホームページをご覧ください。
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm



校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)、及び指定避難所施設等の整備事業に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図】



- 事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
- 融資金利が1.0%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
- 利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

主な事業と融資金利(令和8年7月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 3.80	年% 3.30	年% 2.60	年% 2.30
寄宿舎などの建築・用地取得	3.90	3.40	2.70	—
園バスや備品などの購入	—	—	2.60	(5.5年以内) 2.10

- 返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
- 金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7864、7866～7868
✉ yushi@shigaku.go.jp